

いずみ会規約

施行 昭和 20 年 4 月 1 日
第 1 次改正 昭和 27 年 5 月 28 日
第 2 次改正 昭和 28 年 5 月 25 日
第 3 次改正 昭和 36 年 5 月 26 日
第 4 次改正 昭和 38 年 5 月 24 日
第 5 次改正 昭和 40 年 5 月 30 日
第 6 次改正 昭和 43 年 7 月 15 日
第 7 次改正 平成 5 年 11 月 3 日
第 8 次改正 平成 7 年 5 月 20 日
第 9 次改正 平成 12 年 5 月 27 日
第 10 次改正 平成 17 年 5 月 28 日
第 11 次改正 平成 18 年 6 月 3 日
第 12 次改正 平成 27 年 6 月 6 日
第 13 次改正 令和 3 年 6 月 10 日
第 14 次改正 令和 4 年 5 月 28 日
第 15 次改正 令和 6 年 5 月 25 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、いずみ会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都練馬区東大泉 5 丁目 3 番 1 号、東京都立大泉高等学校内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 会報等の発行
- (3) 会員名簿の維持及び更新
- (4) その他本会の目的を達するために必要な事業

第2章 会員

(種類)

第5条 本会は、正会員及び特別会員をもって組織する。

- 2 正会員は次の各号の者とする。
 - (1) 東京都立大泉中学校及び東京都立大泉高等学校の卒業生
 - (2) 上記各校及び附属中学校に在学したことがある者で同期入学者が本会会員となった後に本会に入会を届け出た者
- 3 特別会員は次の各号の者とする。
 - (1) 東京都立大泉高等学校及び同校附属中学校の教職員
 - (2) 上記各校及び東京都立大泉中学校に在籍した教職員

(会員の権利)

第6条 会員は、評議員会、理事会その他の本会のすべての活動に出席・参加し、意見を述べることができる。

第3章 評議員

(評議員)

第7条 各期の会員は、評議員を20名以内選出する。ただし、評議員を選出できない期については、理事会の承認を経て、会長が評議員を選出することができる。各評議員会の開催案内に対して5年以上返信連絡の無い評議員については、理事会の承認を経て、評議員の任を解く事とする。

- 2 特別会員は、評議員若干名を選出することができる。

第4章 評議員会

(構成)

第8条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第9条 評議員会は、本会の最高議決機関とする。

(種類及び開催)

第10条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。開催方法は対面形式を基本とするが、緊急事態宣言発令等により対面形式での開催が困難な場合においては、理事会での審議を経て、具体的な方法を会長が決定する。

- 2 定時評議員会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員20名以上から招集の請求があったとき。

(3) 第19条第4項第3号の規定により、監査役から招集の請求があったとき。

(招集)

第11条 評議員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合には、速やかに臨時評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項をあらかじめ通知しなければならない。

(議長)

第12条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(定足数)

第13条 評議員会は、評議員現在数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第14条 評議員会の議決は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任等)

第15条 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として表決を委任することができる。尚、評議員会が対面形式で開催できない場合のみ、書面により表決する。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長、理事及び監査役の選任
- (2) 顧問の委嘱
- (3) 事業計画の決定並びに事業報告の承認
- (4) 予算並びに決算
- (5) 規約の改正並びに規則の制定又は改廃
- (6) その他特に会長が付議した事項

(役員を選任方法)

第16条の2 前条第1号に定める役員を選任方法等に関しては、規則においてこれを定める。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名しなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

第18条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 理事 | 10名以上 |
| (4) 監査役 | 3名 |

2 監査役は、他の役員を兼ねることができない。

(職務)

第19条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 会長、副会長及び理事は理事会を構成し、本規約の定めるところにより、本会の業務を議決し執行する。
- 4 監査役は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計及び業務執行状況を監査すること。
 - (2) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(役員の評任)

第19条の2 役員は理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 監査役が辞任するには前項の承認にあわせて他の監査役全員の同意を得なければならない。

(理事・監査役の補充選任)

第19条の3 理事に欠員を生じ、もしくは会務運営に支障を生じた場合には理事会は補欠又は増員の理事を選任することができる。

- 2 監査役に欠員を生じた場合には理事会は補欠の監査役を選任することができる。この選任は他の監査役が速やかに同意を拒んだときはその効力を有しない。
- 3 前各項により選任された理事・監査役はその後最初に招集される評議員会でその承認を得られないときはその地位を失う。

(任期)

第20条 役員の評任は2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の評任は、前任者又は現任者の残任期間

とする

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(副会長代行)

第 20 条の 2 副会長に欠員を生じた場合には、補欠が選任されるまでの間、理事会において、理事の中から副会長代行を選任することができる。

(顧問)

第 21 条 顧問は、本会の運営に関し、意見を述べることができる。

- 2 東京都立大泉高等学校長を本会の最高顧問とする。

第 6 章 理 事 会

(構成及び権能)

第 22 条 理事会は、会長、副会長及び理事（以下「理事等」という）をもって構成する。

- 2 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(開催)

第 23 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事等の現在数の 3 分の 1 以上から招集の請求があったとき。
- (3) 第 19 条第 4 項第 3 号の規定により、監査役から招集の請求があったとき。

(招集)

第 24 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号に該当する場合には、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数、議決等)

第 26 条 理事会は、理事等の現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会の議決は、出席した理事等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 章 事 務 局

(設置等)

第 27 条 本会の業務を執行するため、理事会のもとに事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長、部長及び事務局幹事を置く。
- 3 事務局長は、理事の中から互選する。
- 4 部長は、理事をもって充てる。
- 5 事務局幹事は、理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 6 事務局の構成等に関しては、規則においてこれを定める。

(職務)

第 28 条 事務局長は、事務局を統括し、本会の業務の円滑な執行を図る。

- 2 部長は、部の業務を執行する。
- 3 事務局幹事は、事務局において理事の業務執行を補佐する。

第 8 章 委員会

(設置等)

第 29 条 本会の運営並びに第 4 条の事業遂行のため、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置又は廃止は、理事会で議決する。
- 3 委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する

(運営)

第 30 条 委員会を設置する場合には、次の事項について、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 目的・事業
- (2) 組織及び構成
- (3) 運営の方法
- (4) その他必要な事項

第 9 章 総会

(開催)

第 31 条 会長は、会員の親睦を図るため、少なくとも毎年 1 回総会を開催する。

- 2 会長は、総会において会務報告を行わなければならない。

第 10 章 会計

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(入会金及び会費)

第 33 条 本会は、正会員から入会金及び会費を徴収することができる。

(入会金及び会費の額)

第 34 条 入会金及び会費の額等に関しては、規則でこれを定める。

(予算及び事業計画)

第 35 条 本会の予算及び事業計画は、会長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書等を作成し、監査役の監査を受け、理事会の承認を経て、評議員会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第 37 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 11 章 規約の変更

(規約の変更)

第 38 条 本規約は、評議員会において、出席した評議員の 3 分の 2 以上による議決があったときは、改正することができる。

附 則 (平成 18 年 6 月 3 日改定)

本規約は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。

附 則 (平成 27 年 6 月 6 日改定)

本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 3 日改定)

本規約は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。

附 則 (令和 6 年 6 月 1 日改定)

本規約は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。